

1 沿岸部活性化対策事業について

- (1) 9月の定例議会において、山田議員の一般質問で、市長は「県が市に仲介に入るよう要請があった。」と述べています。また、予算委員会建設産業分科会での当局の答弁では、「県は、市が中に入って、この事業をやるようにということで、条件としてつきましたのが、5年間は市でもちなさい、農業塾をやりなさい、それから砂利をしっかりと引き受けてください。」と述べています。しかし、県に伺い、担当（交管財課財産利活用班・教育委員会財務課・交通基盤部河川砂防局）に確認したところ、県は「随意契約が難しいという理由で、市へ仲介を依頼したということはなく、また、この事業は全て市よりの提案であり、県は仲介の依頼をしていない。」との説明でした。明らかに市の説明と異なります。なぜ説明が異なるのか伺います。
- (2) 砂利採取業者に問い合わせをしたところ、売値、いわゆる上代では、2,000円/m³とのことです。166万m³を掛けますと、なんと約33億円となります。そこから運賃等経費を引くと1,200～1,300円/m³が販売業者の下代で約20億円となり、砂利の原価は約12～13億円とのことでした。ちなみに通常の砂利採取に際して、地主に払われる金額は150万円/反だそうです。20.7haの砂利採取では約3億円となります。これが通常取引です。このような現状の取引を鑑みながら、なぜ市の収入を増やせる可能性がある事業にも関わらず、1億3千万円＋金利＋公共施設目的外使用料380万円で処分をするのか理由を伺います。また、目的外使用料で対応する根拠（法律）を示されたい。
- (3) 農業塾の耕作地として適する掘削には何mの掘削が適切か伺います。また、業者が掘削する深さは関与しないのでしょうか。また、何mでも掘ってもよいとの見解でしょうか、伺います。

- (4)① 9月定例会議会において、随意契約について、産業部長は「目的が競争入札に適しないものの解釈運用の範囲は多岐に渡っており、」と説明しており、さらに、「行政事例がある。」と述べていますが、具体的な行政事例をお示してください。
- ② また、通常は市の公共財産の処分は公平性の観点より一般競争入札を行っています。今回の案件の公平性について、どのような見解なのか伺います。
- ③ そして、なぜ市は今回の事案について、随意契約にこだわり、一般競争入札がそぐわないと考えるのか、見解を伺います。
- (5) 9月定例会議会において、市長は「砂利の採取、埋め戻しに太田川のしゅんせつ土を使う、企業が農業参入を支援する事業をやる、避難タワーの建設を計画する。それをセットで県に申し入れた。」と述べています。また、市当局は委員会の中で、「県が砂利をしっかりと引き受けてください。」と言ったと述べています。しかし、県は、砂利採取の件は天から降ってきたような話で、初めて聞いたと答えています。明らかに市の説明と異なります。なぜ異なるのか伺います。
- (6) 9月定例会議会において、副市長の本会議答弁で、「県が言っている条件的には、砂利採取後の太田川のしゅんせつ土の埋め戻し、処分ですね。それを入れさせて欲しいということです。」と説明されています。しかし、私が県に確認したところ、県は市へ公共残土の活用をお願いしたことはないと言っています。なぜ説明が異なるのか伺います。また、県は他市との兼ね合いもあり、全てのしゅんせつ土はまわせないし、防潮堤と砂利採取後の埋め戻しの優先度を整理して欲しいと伝えてある、との回答でした。しゅんせつ土の確保の予測と利用の優先度を伺います。
- (7)① 市の所有する公共財産は、誰のために所有しているのか伺います。
- ② また、公共財産処分についての優先順位を伺います。
- ③ そして、公共財産の処分において、売価に対する考え方を伺います。